

第59号議案

府中市営駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 2 9 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

府中市役所市営駐車場を設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものであります。

府中市営駐車場条例の一部を改正する条例

府中市営駐車場条例（平成7年12月府中市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

【 】は注記である。）

改正後	改正前
<p><u>(名称及び位置)</u></p> <p>第2条 <u>駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>府中駅南口市営駐車場 府中市宮町1丁目41番地</u></p> <p>(2) <u>府中市役所市営駐車場 府中市宮西町2丁目24番地</u></p> <p>(駐車することができる自動車)</p> <p>第5条 <u>駐車場に駐車することができる自動車は、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、当該各号に定めるものとし、当該自動車の大きさは、規則で定める。</u></p> <p>(1) <u>府中駅南口市営駐車場 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車を除くもの</u></p> <p>(2) <u>府中市役所市営駐車場 道路運送車両法第3条に規定す</u></p>	<p><u>(名称及び位置)</u></p> <p>第2条 <u>駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>府中駅南口市営駐車場 府中市宮町1丁目41番地</u></p> <p>(駐車することができる自動車)</p> <p>第5条 <u>駐車場に駐車することができる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に掲げる普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車を除くものとし、当該自動車の大きさは、規則で定める。</u></p> <p style="text-align: right;">【追加】</p>

る普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに同法第2条
第3項に規定する原動機付自転車

【追加】

別表（第6条、第15条）

別表（第6条、第15条）

駐車場の利用料金

駐車場の利用料金

1 府中駅南口市営駐車場

利用区分	1台当たりの利用料金
定期利用	1月につき33,000円
時間利用	1時間までごとにつき500円

利用区分	1台当たりの利用料金
定期利用	1月につき33,000円
時間利用	1時間までごとにつき500円

2 府中市役所市営駐車場

利用区分	1台当たりの利用料金
時間利用	1時間までごとにつき500円

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(供用開始)

2 府中市役所市営駐車場の供用開始の日は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める。